

平成 29 年度消防器具・防災資機材等の購入助成について

自衛消防団等の活動推進のため、消防器具・防災資機材等購入について助成（交付金）を行っています。対象となる器具・資機材等及び補助割合は次のとおりです。

消防用器具等購入については事前に要望数を把握するようにしています。自衛消防団長等へは 11 月 7 日の自衛消防団等代表者会でも説明しておりますが、要望がありましたら添付の一括購入依頼書を自治会長名で提出をお願いします。（提出期限：平成 29 年 1 月 10 日）

【自治会総合交付金】

○防火防災器具等整備交付金

防災・消防活動を行なうために必要な備品（資機材）及び設備費等

- ・防災用資機材購入費 × 補助率 1/2 上限 5 万円
- ・消防用器具等購入費 × 補助率 1/2 上限 10 万円 （※添付の一括購入
依頼書にご記入のうえ 1 月 10 日までにご提出ください）

○自主防災組織関係交付金

①自主防災組織育成交付金

・防火防災器具等整備交付金（自主防災組織結成後 3 年間に限り上限 10 万円）

防災活動を行なうために必要な備品（資機材）及び設備費等

防災用資機材購入費 × 補助率 1/2 上限 10 万円

・防災用ソフト事業分

新たに自主防災組織を結成するため、または既に結成されている自主防災組織がこれまでの取組みを更に拡充するためのソフト事業で、町長が審査して適当と認めたもの。（研修、防災マップ作成、炊き出し訓練食料費等）

ソフト事業経費 × 補助率 10/10

②自主防災組織訓練活動交付金

訓練活動分 300 円 × 参加世帯数 × 回数（3 回まで上限 5 万円）

（防災訓練、避難訓練、講習会・研修会など）

【自衛消防設備等整備費補助金】

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震により、各自治会の消防ポンプ格納庫にも被害が出ているところがあります。設備の更新等を予定されている場合はこちらの補助制度をご参照いただき、あらかじめ総務課情報防災室へご連絡ください。

○小型消防ポンプの設置又は更新 … 整備に要する経費の 1/2

○消火栓の設置 … 整備に要する経費の 1/2

○消防ポンプ格納庫の設置又は更新 … 整備に要する経費の 1/2

（上限 30 万円）

自主防災組織に係る依頼について

自主防災組織につきましては、平成28年11月現在で45自治会のご理解をいただき組織化が進んでいるところです。未結成の自治会におきましても自主防災組織の意義をご理解いただき、組織結成に向けて積極的な取組みをお願いいたします。また、既に結成済の自治会につきましては、平常時から防災訓練などの積極的な活動展開をお願いいたします。

依頼事項

1. 自主防災組織が結成されて、役場へ報告をされていない自治会は、規約等の届出をお願いします。
2. 平成28年度中の自主防災組織訓練活動交付金の申請はお早めに
(期限)平成29年3月末までの活動の交付金申請は4月10日までに
提出先: 総務課情報防災室又は北条庁舎分庁総合窓口へ

自主防災組織とは

自主防災組織は、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織です。
大規模な災害が発生した場合、通報の殺到や道路の寸断などで、普段のように消防車や救急車が駆けつけることが困難となることが想定されます。このような状況の中では、自主防災組織による避難の呼びかけや救助等の防災活動が効果的です。

災害対策の基本は

- 自助・・・自分の命は自分で守る(個人・家庭)
- 共助・・・地域が連携してお互いを助ける(地域・自主防災組織)
- 公助・・・行政が災害に強い地域の基盤整備を行い、住民を助ける(行政)

これらの連携により地域防災力は強まり、災害による被害を最小限に抑えることが出来ます。

今回の地震に際しても、役場の電話はパンクし、行政による災害対応には限界がありました。幸い人命にかかる被害はありませんでしたが、もう少し地震が大規模だったら、火災が発生していたら、被害は甚大なものとなっていたかもしれません。

日頃から訓練をとおして、災害時に危険な場所、安全な場所、災害時要援護者などを把握し、地域の防災力を高めましょう。

自主防災組織の結成方法、助成、活動方法等のご相談はお気軽に、総務課情報防災室 Tel37-3111へお問い合わせください。